

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物（野菜・果樹・花き・茶）の次期作に前向きに取り組む農業者を支援します

～高収益作物次期作支援交付金～（農林水産省補助事業）

Point

- 1 令和2年2月から4月の間(*1)に野菜・果樹・花き・茶を出荷した農業者等が、
 - ・ 次期作に向けたコスト削減、生産性向上等国が定める取組項目2つ以上に取り組んだ場合、取組面積10アールあたり5万円(*2*3)が交付されます。
 - ・ 新たな需要確保に向けた契約栽培等国が定める取組項目に取り組んだ場合、取組面積10アールあたり2万円(*4)が交付されます。
- 2 令和4年3月末までに、交付金の対象となった品目について作付面積を増加していただく必要があります。(*5)

- *1 5月以降の出荷についても今後対象になる可能性があります
- *2 施設花きは10アールあたり80万円、施設果樹については10アールあたり25万円に引き上げられる予定です
- *3 中山間地域等においては10アールあたり5.5万円
- *4 中山間地域等においては10アールあたり2.2万円
- *5 果樹・茶等の永年性作物及び施設園芸については作付面積の現状維持でも可

助成対象者

以下の両方を満たす農業者。

- ・ 令和2年2月から4月の間に野菜・果樹・花き・茶の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかつたことが出荷伝票等により確認できること。
- ・ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後確実に加入する意向が確認できること。

お問い合わせ先

本事業による支援は市町村・JA等で構成する地域農業再生協議会を通じて行われます。

申請方法等については市町村の農政担当部局または最寄りのJAへお問い合わせください。

取組項目(新品種・新技術の導入等)については以下の府担当部署へお問い合わせください。

- 大阪府北部農と緑の総合事務所 ☎ 072-627-1121(代表)
- 大阪府中部農と緑の総合事務所 ☎ 072-994-1515(代表)
- 大阪府南河内農と緑の総合事務所 ☎ 0721-25-1131(代表)
- 大阪府泉州農と緑の総合事務所 ☎ 072-439-3601(代表)

大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ

- ☎ 06-6941-0351(代表)

I 10アールあたり5万円の交付対象となる取組項目

1 取組項目

- (1) 機械化体系の導入(定植機や収穫機などを購入、又はレンタル・リースにより導入等)
- (2) 集出荷経費の削減に資する資材等の導入(出荷先との通い容器等の導入等)
- (3) 栽培技術の転換に必要な種子・種苗の導入又は産地で戦略的に推奨する種子・種苗の導入
- (4) 栽培技術の転換に必要な資材(肥料・農薬・マルチ資材等)の導入又は産地で戦略的に推奨する資材(肥料・農薬・マルチ資材等)の導入
- (5) 品質向上に必要な機器等(かん水設備、空調機器、分析装置等)の導入
- (6) 土壌改良・排水対策の実施(天地返し・客土・産地で推奨する土壌改良資材(堆肥)等)
- (7) 被害防止技術の導入(土壌消毒剤・二重張りカーテン・防虫ネット・防風ネット等)
- (8) 労働安全確認事項の実施(農作業従事者の定期的な安全講習会の受講等)
- (9) 農業機械への安全装置の追加導入(トラクター安全装置装着等)、ほ場環境改善・軽労化対策の導入(空調服導入、ほ場進入路改良工事等)
- (10) 事業継続計画の策定(農業者や従業員、集出荷施設等の作業従事者が新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための、出荷組織等のグループ内を基本とする支援体制の構築)、事業継続計画に基づく資材の備蓄等

2 交付額

上記取組項目の中から、

- (1)から(7)のうち2つの取組を両方実施したほ場の面積10アールあたり5万円
 - (1)から(7)のうち1つの取組+(8)(9)(10)のうち1つの取組を両方実施したほ場の面積10アールあたり5万円
- ※ 中山間地域においては10アールあたり5.5万円
※ 1アール未満の面積は切り捨て
※ (8)(9)(10)のうち2つの取組を選択することは不可

II 10アールあたり2万円の交付対象となる取組項目

1 取組

- (1) 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備(新たに直販、契約栽培、輸出に向けた商談会への参加等)
- (2) 都道府県知事が定める新品種・新技術の導入
※具体的な品種・技術については現在国と調整中です
- (3) 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組(有機JAS認証の新規取得又は取得拡大、GAP認証の新規取得又は取得拡大等)

2 交付額

- (1)の新規契約面積等10アールあたり2万円
 - (2)の導入面積10アールあたり2万円
 - (3)の有機JAS新規認証取得面積等10アールあたり2万円
- ※ 中山間地域においては10アールあたり2.2万円

② ※ 1アール未満の面積は切り捨て

I 10アールあたり5万円の交付対象となる取組項目の事例

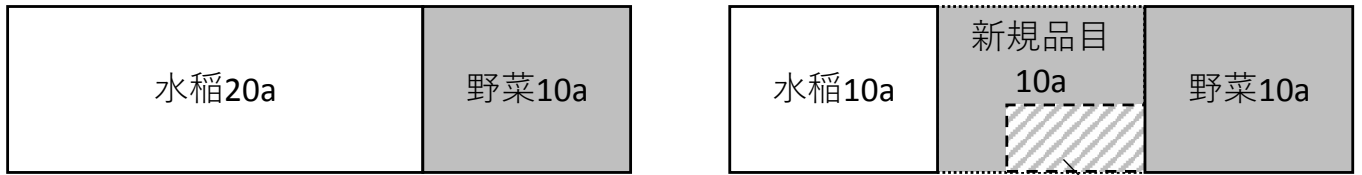
【交付対象となる事例1】

取組項目1：直売向けに野菜の**新規品目**を導入し、野菜の作付面積を拡大

取組項目2：新規品目導入ほ場の一部に**産地が推奨する土壌改良資材を導入**

(取組実施前)

(取組実施後)



→ 土壌改良と新規品目作付の両方を実施した面積（3a）が交付対象
 ※令和3年度末までに野菜の面積を拡大させること

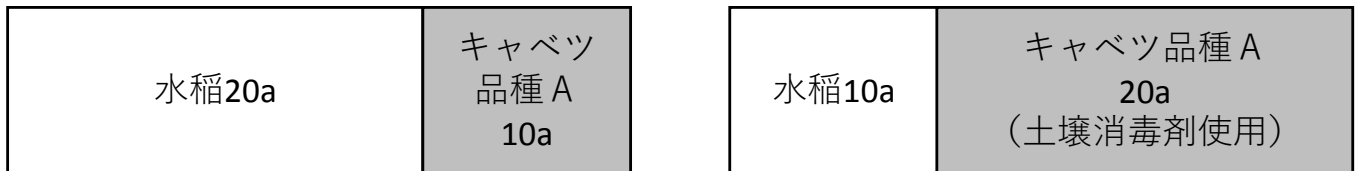
【交付対象となる事例2】

取組項目1：キャベツ産地において、**産地で戦略的に推奨している品種A**の作付を拡大

取組項目2：土壌消毒資材を**新規導入**

(取組実施前)

(取組実施後)



→ 品種Aを作付し、土壌消毒を実施している面積（20a）が交付対象
 ※令和3年度末までに野菜の面積を拡大させること

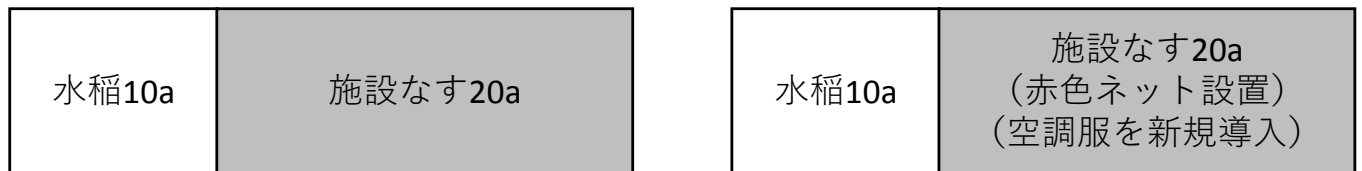
【交付対象となる事例3】

取組項目1：なすの施設栽培において、アザミウマ対策としてハウスサイドに赤色
ネットを**新たに設置**

取組項目2：従業員の軽労化対策として空調服を**新規導入**

(取組実施前)

(取組実施後)



→ 赤色ネットを設置し、空調服を新規導入した従業員が作業をする面積（20a）が交付対象
 ※永年性作物（果樹、茶等）及び施設園芸については令和3年度末まで作付面積を現状維持すること

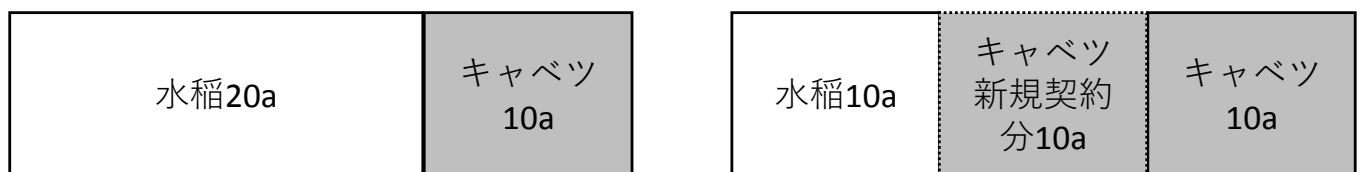
II 10アールあたり2万円の交付対象となる取組項目の事例

交付対象となる事例

取組項目：新たな販路開拓のため商談会に参加

(取組実施前)

(取組実施後)



→ 販路開拓により**新たに契約した分の作付面積**（10a）が交付対象
 ※令和3年度末までに野菜の面積を拡大させること

Ⅲ 申請者が作成・保管する書類

1 申請書

- (1) 令和2年度高収益作物次期作支援交付金申請書
- (2) 取組計画書
- (3) 令和2年2月から4月の間に野菜・果樹・花き・茶を出荷したこと又は廃棄等により出荷できなかったことがわかる出荷伝票等
※観光農園などで出荷実績を確認できる資料がない場合は、この期間に観光農園を開園していたことが確認できる資料
※廃棄等により出荷できなかった場合は前年産の出荷実績及び今年産の廃棄の理由書
- (4) 登記事項証明書等、交付対象面積の根拠となる書類
(申請する地域農業再生協議会の区域外の農地又は農地以外の土地での取組を申請する場合)
※申請する地域農業再生協議会の区域内の農地での取組を申請する場合は、同協議会が農地基本台帳により確認します

2 実績報告書

- (1) 令和2年度高収益作物次期作支援交付金実績報告書
- (2) 取組実績報告書
- (3) 取組項目を実施したことが確認できる書類
(すべて写しを提出し、原本は令和8年3月31日まで申請者が保管すること)
 - 取組に必要な資材・種苗を購入した際の納品書、請求書、支払いにかかる振込依頼書等（日付入り）
 - 機械を購入、レンタル又はリースした際の契約書、納品書、請求書、支払にかかる振込依頼書
 - 取組を実施したことがわかる作業日誌、防除日誌等
 - 土壌改良、排水対策、ほ場進入路改善工事を実施した場合は作業の様子がわかる現場写真
 - 研修や講習の受講を証明する書類、認証したことを証明する書類
 - 事業継続計画書（策定した場合）

メモ欄

この内容は、5月15日時点の要綱・要領に基づき作成しています。今後内容が変更になることがあります。